

亀山市告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2第1項及び第2項の規定により、市道上の違法放置等物件を除去し、保管したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該違法放置等物件の占有者等は、亀山市産業建設部用地管理課に申し出ること。

令和2年10月12日

亀山市長 櫻井 義之

1 保管した違法放置等物件

名称又は種類	形状	数量
普通自転車	メーカー名 不明 商品名 不明 色 銀 車体番号 A15AA06431 防犯登録番号 三重県警察10-K-01559	1台

2 保管した違法放置等物件が放置されていた場所
亀山市御幸町162番11 市道御幸1号線路上

3 違法放置等物件を除去した日時
令和2年10月7日 午後5時

4 違法放置等物件の保管を始めた日時
令和2年10月7日 午後5時15分

5 違法放置等物件の保管場所
亀山市野村町37番地3 土木資材倉庫

6 連絡先
亀山市産業建設部用地管理課
電話 0595-84-5102

7 所有権の帰属

告示の日から起算して6月を経過してもなお保管した違法放置等物件を返還することができないときは、当該違法放置等物件の所有権は亀山市長に帰属する。